

北上市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第27号

北上市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北上市建築基準法施行細則（平成3年北上市規則第185号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(仮設建築物許可申請書)</p> <p>第12条 法第85条第3項若しくは<u>第5項</u>又は法第87条の3第3項若しくは<u>第5項</u>の規定による仮設建築物（法第6条第1項第4号の仮設建築物に限る。）についての許可を受けようとする者は、省令別記第44号様式の許可申請書に次の表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="190 694 1099 746"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>(仮設建築物許可申請書)</p> <p>第12条 法第85条第3項若しくは<u>第6項</u>又は法第87条の3第3項若しくは<u>第6項</u>の規定による仮設建築物（法第6条第1項第4号の仮設建築物に限る。）についての許可を受けようとする者は、省令別記第44号様式の許可申請書に次の表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1135 694 2045 746"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。